

消費税法

本試験問題

〔第一問〕 —50点—

問1 消費税法の次の各規定に関する問について、解答しなさい。

(2) 消費税法第9条第1項では、次のとおり規定している。

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

この規定における「基準期間における課税売上高」について、その意義を述べなさい。

なお、その際には、同法第28条《課税標準》の規定を踏まえるとともに、当該基準期間において免税事業者であった場合の取扱い及びその理由についても触れなさい。

問2 消費税法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるための要件としては、同条第7項において、「帳簿及び請求書等（一定の場合には、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ等に係る税額については、適用しない。」こととされている。

これらの規定の適用に関する次の事項について述べなさい。

- ① 保存すべき帳簿の記載事項（一部の記載が省略できる場合については触れる必要はない。）
 - ② 保存すべき請求書等の記載事項（一部の記載が省略できる場合については触れる必要はない。）
 - ③ 帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用ができる場合
 - ④ 帳簿及び請求書等の保存期間
 - ⑤ 帳簿及び請求書等の保存の意義並びにいずれの保存がなくても仕入税額控除の適用がある場合
- なお、消費税法施行規則において定める事項及び課税貨物の引取りに関する事項には触れる必要はない。

TAC予想問題

●実力完成答練 第2回 〔第一問〕

問2 消費税法第2条に規定する基準期間の定義及び消費税法第9条に規定する基準期間における課税売上高の意義について簡潔に述べなさい。

●直前予想答練 第1回 〔第一問〕

問2 消費税法において、仕入れに係る消費税額の控除の適用を受ける場合に、保存することとされている帳簿及び請求書等について次の設問に答えなさい。

なお、帳簿及び請求書等の保存期間、帳簿の意義、保税地域からの引取りに係る課税貨物に関する事項について触れる必要はない。

I 帳簿及び請求書等の保存について

II 請求書等の意義について

III Iを踏まえ、乗車券が電車の利用により回収され請求書等の交付が受けられなかった課税仕入れにつき、仕入れに係る消費税額の控除の適用があるかどうかについてその理由を示して簡潔に述べなさい。

スバリの的中!

〔第二問〕 問1 【資料】

- 1 甲は、甲の父乙が営む木工機械の製造・修理業に従事しながら不動産賃貸業を営んでいたが、平成20年11月30日に乙が死亡し、乙が営んでいた木工機械の製造・修理業を相続により承継した。甲の不動産賃貸業（表1）及び承継前後の甲又は乙の木工機械の製造・修理業（表2）に係る平成20年以前の取引状況は次のとおりである。

なお、乙は平成17年以前から継続して消費税の納税義務者であり、課税売上割合が95%未満となる場合の課税期間については、個別対応方式（消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方法）により仕入れに係る消費税額の計算を行っており、乙の死亡後における当課税期間についても個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われ、課税売上割合に準ずる割合の承認は受けていない。

また、乙は、消費税課税事業者選択届出書及び消費税簡易課税制度選択届出書を提出したことはない。

（表1） （単位：円）

甲の 不動産賃貸業の 取引状況	平成18年	平成19年	平成20年	
			自平成20年 1月1日 至平成20年 11月30日	自平成20年 12月1日 至平成20年 12月31日
I 資産の譲渡等の 金額	13,200,000	13,200,000	12,100,000	1,100,000
Ⅰのうち非課税 取引に係るもの	6,000,000	6,000,000	5,500,000	500,000

（表2） （単位：円）

甲または乙の 木工機械の製造・ 修理業の取引状況	平成18年	平成19年	平成20年	
			自平成20年 1月1日 至平成20年 11月30日	自平成20年 12月1日 至平成20年 12月31日
I 資産の譲渡等の 金額	38,975,300	42,951,115	45,478,955	2,965,300
Ⅰのうち非課税 取引に係るもの	230	455	567	0
Ⅰのうち免税 取引に係るもの	0	0	621,500	0
Ⅱ Iの売上げに係 る対価の返還等	97,400	881,500	212,390	13,250
Ⅱのうち免税 取引に係るもの	0	0	21,500	0

※ 平成20年11月30日までは乙の事業に係るものであり、平成20年12月1日からは甲の事業に係るものである。

- 2 甲の前課税期間に係る消費税等の額（当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額の計算の基礎となる消費税額）1,062,800円（内訳：消費税850,300円、地方消費税212,500円）は、確定申告（期限内申告）により確定したものであり、これに基づいて当課税期間の中間申告を行っている。

●直前予想答練 第1回 〔第二問〕 【資料】

- 1 相続開始までのAの各課税期間の取引等の状況は、次のとおりであり、税込経理されているが、このうち甲及び乙の承継した事業場に係る部分は、かつこ内の金額（内書）である。

なお、Aの平成20年、平成21年及び平成22年の各課税期間については、消費税の納税義務者となっている。また、Aは消費税課税事業者選択届出書は提出したことはないが、消費税簡易課税制度選択届出書を平成16年1月30日に提出し、平成17年から相続開始までの各課税期間において消費税法第37条第1項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）の適用を受けている。

（単位：円）

取引の状況	平成20年 平成20年 1月1日 }	平成21年 平成21年 1月1日 }	平成22年 平成22年 1月1日 }
	平成20年 12月31日	平成21年 12月31日	平成22年 3月31日
I 資産の譲渡等の金額 （Ⅰのうち甲の承継した事業場に係る部分） （Ⅰのうち乙の承継した事業場に係る部分）	27,473,900 (10,418,700)	28,323,500 (10,741,000)	7,134,500 (2,738,900)
Ⅱ Iのうち非課税取引に係るもの （Ⅱのうち甲の承継した事業場に係る部分） （Ⅱのうち乙の承継した事業場に係る部分）	10,598,600 (7,295,400)	10,983,000 (7,560,000)	2,745,700 (1,890,000)
Ⅲ Iの売上げに係る対価の返還等 （Ⅲのうち甲の承継した事業場に係る部分） （Ⅲのうち乙の承継した事業場に係る部分）	45,500 (0)	46,800 (0)	11,800 (0)
Ⅳ Ⅲのうち非課税取引に係るもの	0	0	0

- 2 甲の当課税期間前の各課税期間の取引等の状況は、甲は、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）及び酒屋を営む他、Aからの相続により引き継いだ3階建てビル（以下「ビル」という。）に係る不動産賃貸業を営んでいる。

甲の当課税期間前の各課税期間に係る取引の状況は次のとおりであり、税込経理されている。

また、甲は、消費税課税事業者選択届出書及び消費税簡易課税制度選択届出書を提出したことはない。

なお、甲の平成20年及び平成21年の各課税期間については、消費税の納税義務者となっている。

（単位：円）

取引の状況	平成20年 平成20年 1月1日 }	平成21年 平成21年 1月1日 }
	平成20年 12月31日	平成21年 12月31日
I 資産の譲渡等の金額	90,562,500	91,186,300
Ⅰのうち非課税取引に係るもの	656,200	644,500
Ⅱ Iの売上げに係る対価の返還等	209,600	201,600
Ⅱのうち非課税取引に係るもの	0	0

- 3 甲の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの前課税期間に係る消費税額（当課税期間における中間申告税額の計算の基礎となる消費税額）は214,000円であり、確定申告（期限内申告）により確定したものである。なお、甲は当課税期間において仮決算に基づく中間申告書の提出はしていない。

スバンの中!

〔第二問〕 問1 【資料】3

(2) 「雑収入」の内訳は、次の通りである。

- ② 平成20年12月に貸倒金として処理した売掛金1,365,000円のうち、当期に回収したもの 200,000円
 なお、この売掛金は、平成19年に乙が製造販売した木工機械代金の一部である。

〔第二問〕 問1 【資料】4

(1) 「賃貸料」の内訳は、次のとおりである。なお、各用途は特に記載のあるものを除き、賃貸借契約において明らかにされている。

- ① 1階 101号室（店舗）3,600,000円
 ② 2階 201号室（事務所）1,800,000円、
 202号室（事務所）1,320,000円
 ③ 3階 301号室（居住用）936,000円、
 302号室（居住用）900,000円、
 303号室（1～8月分）576,000円及び
 （11～12月分）144,000円
 303号室は、居住用として入居していた前賃貸借人が8月末日に退出し、11月1日から現在の賃借人と事務所用として賃貸借契約を行っていたが、当初から従業員社宅として使用していたため、平成23年1月1日から居住用として変更契約を行った。
 ④ 4階 401号室（居住用）1,620,000円、
 402号室（居住用）1,680,000円

(2) 「礼金・権利金・更新料」の内訳は、次の通りである。

- ① 101号室の契約期間満了による契約更改に当たって受け取った更新料であり、返還を要しないもの 600,000円
 ② 303号室の11月1日の契約時に受け取った保証金432,000円の内、退去時に返還を要しないもの 216,000円

●直前予想答練 第2回 〔第二問〕 【資料】7

(5) 「その他の収入」の内訳は、次のとおりである。

- ② 償却債権取立益 153,000円
 Aが平成20年に国内の消費者に販売した化粧品に係る売掛金が貸倒れになったことにより、平成21年において貸倒処理したのについて、乙が当課税期間に回収したものである。

●合格情報〔補助問題〕【資料】6(1)

- ② 4階建ての賃貸用建物（以下「建物B」という。）に係る賃貸料 15,792,000円
 上記金額の内訳は、次のとおりである。
 イ 1F（店舗用）部分の賃貸料 4,200,000円
 平成21年1月に入居した税理士事務所の経営者Gに対する賃貸料である。
 ロ 2F、3F及び4F（居住用）部分の賃貸料 10,272,000円
 ハ 1F（店舗用）部分の共益費 420,000円
 ニ 2F、3F及び4F（居住用）部分の共益費 900,000円
 ③ 建物Cに係る賃貸料 60,661,500円
 建物Cは、20室あるマンションであるが、上記金額には、次のものが含まれている。なお、これら以外は、すべて居住用の賃貸である。
 イ 入居者Hに対しては、平成20年4月1日から賃貸契約により居住用として1室を賃貸していたが、Hから契約上の条件を事務所用に用途変更したい旨の申し出を受け、甲もこれを承諾したことによる契約変更した日（平成22年10月1日）以後の賃貸料 1,003,500円
 ロ 入居者Iに対しては、平成19年4月1日から賃貸借契約により居住用として1室を賃貸していたが、Iから契約上の条件を事務所用に用途変更したい旨の申し出を受け、甲もこれを承諾したことによる契約変更した日（平成22年2月1日）以後の賃貸料 3,679,500円

●合格情報〔補助問題〕【資料】6

- (2) 「礼金・権利金・更新料」の内訳は、次のとおりである。
 ① 建物Bに係る更新料 564,000円
 上記金額は、建物Bの2Fの入居者K及び3Fの入居者Lと賃貸借契約の更改を行ったことに伴い収受した金額である。
 ② 建物Cに係る権利金及び更新料 2,052,000円
 上記金額は、当課税期間において新たに建物Cにつき、居住用の賃貸借契約の締結を行った入居者M及び入居者Nより収受した権利金で返還を要しないもの446,000円並びに当課税期間において居住用の賃貸借契約の更改を行った入居者（上記1)③イ及びロの入居者H及びIではない。）より収受した更新料1,606,000円の合計額である。

スバリの的中!

【第二問】 問2 【資料】

- 3 設立時からの固定資産の取得状況は次のとおりであるが、すべて課税業務用から非課税業務用又は非課税業務用から課税業務用への転用は行っていない。

種類	製造・細目	数量	取得年月	取得価額 (単位：円)
建物附属設備	店舗内装工事一式(A)	1	H20.12	3,570,000
	広告用看板(B)	1	H20.12	682,500
車両運搬具	普通乗用車(C)	1	H20.12	2,940,000
	営業用車両(D)	1	H20.12	1,050,000
	普通乗用車(E)	1	H22.5	3,050,000
器具備品	エアコン(F)	3	H21.3	1,417,500

〈付記事項〉

- (1) 普通乗用車(C)は、平成22年5月に普通乗用車(E)への買い換え時に下取りとして譲渡されている。
- (2) 営業用車両(D)については、納車を受けた後において、会社名を塗装するため塗装会社に対し、別途52,500円の塗装費用を支払っている。
- (3) 普通乗用車(E)について、丙社が自動車ディーラーから新車購入後、丙社の申請により国から「エコカー補助金」100,000円が交付されている。上記の金額には、法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定の適用により、交付を受けた当該補助金が損金経理により取得価額から直接減額されている。
- なお、「エコカー補助金」とは、環境対応車を新車購入したことにより国から交付を受ける「環境対応車普及促進対策費補助金」をいう。
- (4) エアコン(F)は、1台あたり472,000円のを3台取得したものである。

●全国公開模試 【第二問】 【資料】

- 6 貸借対照表の内容について付記すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 甲社の固定資産台帳のうち、当期以前3年以内に取得した資産（取得価額が100万円以上となるもの）は、次のとおりである。なお、すべて課税業務用から非課税業務用又は非課税業務用から課税業務用への転用は行っていない。

(単位：円)

種類	構造・細目	取得年月日	取得価額	原価償却額	期末簿価	注
建物	耐震補強工事	平21.7.17	8,600,000	632,100	7,967,900	1
機械装置	梱包用機械	平22.10.19	3,900,000	610,350	3,289,650	2
車両運搬具	トラック	平22.11.26	2,780,000	579,166	2,200,834	3

注1 「建物」は、本社建物の耐震補強工事をしたものであり、資本的支出に該当する。

注2 「機械装置」について、部品梱包用機械が老朽化したため、平成22年10月に買い換えをした。その際に次の仕訳を行っている。なお、買換資産は、譲渡資産と同一の用途に供している。

借 方		貸 方	
機械装置	3,900,000円	現金預金	3,495,000円
減価償却累計額	3,419,878円	機械装置	4,400,000円
固定資産売却損	408,693円	仮受消費税等	28,571円
仮払消費税等	195,000円		

注3 「車両運搬具」は、当課税期間に購入（購入価額2,980,000円（うち課税仕入れとならない金額90,000円）、消費税等の額144,500円）した部品運送用トラックであるが、当該車両は、エコカー補助金を取得した際に、下記の仕訳を行っており、法人税法第42条に規定する「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の適用を受け、減価償却を行っている。上記取得価額は、当該圧縮後の金額である。

（借方）車両圧縮損 200,000円 / （貸方）車両運搬具 200,000円

●実力完成答練 第2回 【第二問】 【資料】

- 6 甲社の固定資産の取得状況等は次のとおりであり、特に断りのある場合を除き、当課税期間の末日において所有している。

- (1) 前々課税期間の6月1日に本社業務全般に使用するコンピュータサーバー設備を1,350,000円で取得した。
- (2) 前々課税期間の11月20日に役員専用の車両を4,200,000円で取得した。
- (3) 当課税期間の4月1日に甲社の役員Bに上記(2)の車両を贈与した。この車両の贈与時の帳簿価額は1,164,000円、贈与時の時価相当額は650,000円であった。
- (4) 当課税期間の5月1日に製品及び商品の営業用車両を1,350,000円で取得した。
- (5) 当該課税期間の3月10日にマンション（居住用部分）の給湯器4台を1,023,000円（1台当たりの単価：255,750円）で取得した。

●直前予想答練 第2回 【第二問】 【資料】

- 4 損益計算書及び製造原価報告書の内容に関して付記すべき事項は次のとおりである。

【損益計算書に関する事項】

- (1) 「総売上高」の内訳は、次のとおりである。
- ② 不動産賃貸収入 (21,430,200円)
- 上記金額の内訳は、次のとおりである。
- (イ) 土地の賃貸収入 (12,000,000円)
- (ロ) 前々課税期間の4月において取得した居住用賃貸マンション（以下「居住用マンション」という。）に係る賃貸収入 (9,130,200円)
- 当該居住用マンションの取得価額は建物部分が45,200,150円（付随費用200,150円）、土地部分が60,000,000円（うち造成費用1,300,500円）である。

ズバンの中!